

平成28年(ワ)第893号 損害賠償請求事件

原告 三宅俊司

被告 沖縄県

### 第 3 準 備 書 面

平成29年5月22日

那覇地方裁判所 民事部 御 中

被告訴訟代理人弁護士 宮 城 和



被告指定代理人 新 里 賢 治

同 上 喜 納 啓 信



上記当事者間の平成28年(ワ)第893号損害賠償請求事件について、被告の主張は次のとおりである。

第1 原告車両を留め置くまでの米軍北部訓練場周辺の状況

1 米軍北部訓練場周辺における抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為の実態(乙1、乙17、乙18、乙19ご参照)

(1) 平成29年3月31日付被告提出の第2準備書面でも述べているが、米軍北部訓練場周辺では、「平成28年7月11日のヘリパッド建設関連工事

開始以降、連日、工事を妨害するために、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が執拗に繰り返されており、一般交通等住民生活にも重大な支障が生じ、抗議参加者らと地元住民や工事関係者等との事件やトラブル等が多数発生しているほか、公務執行妨害罪、往来妨害罪、器物損壊罪、傷害罪等により多数の逮捕者が出ている状態」(以下「これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動」という。)であった。(乙1、乙2、乙3の1ないし6、乙4の1ないし4、乙5の1ないし11、乙6の1ないし5、乙7の1ないし2、乙8の1ないし2ご参照)

(2) 特に、N1出入口(以下「N1」という。)付近から米軍北部訓練場メインゲート(以下「メインゲート」という。)の間は、N1から工事車両が入出域することもあること、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動がより激しく行われていることに伴い、「工事を妨害するため、走行中の工事車両等への飛び出しや寝そべり等重大事故に直結する道路交通法違反、往来妨害罪、工事関係者等への威力業務妨害罪、防衛局職員や警察官に対する公務執行妨害罪等の犯罪行為が頻発しており、その他同訓練場周辺では工事関係者や防衛局職員への暴行罪や傷害罪、器物損壊罪等の犯罪行為」(以下「工事を妨害するための犯罪行為」という。)が発生していた。(乙1、乙3の3ないし5、乙4の1、乙4の4、乙5の4ないし10、乙7の1ないし2、乙8の1ないし2ご参照)

(3) 平成28年11月3日についても、早朝から抗議参加者らにより、工事を妨害するため、工事車両が発着する国頭村在の砕石場のほか、国道58号や沖縄県道70号線の道路上など工事車両が通行する様々な場所で、低速走行、道路両側への駐車、車両前への飛び出し、N1付近の県道上での無許可の集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が執拗に繰り返され、一般交通等住民生活にも支障が生じる中で、沖縄県警察は、その対応に追われており、同日午前10時18分頃からは、東村高江在の高江橋南側の「N1から約850m、車両では1～2分の近距離にあり、午前10時48分頃から午後1時46分頃までの間、間近で工事用車

両（10トントラック）4台がメインゲートとN1との間を頻繁に走行している（18往復計36回走行）本件現場」（以下「N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場」という。）において、警察法第2条第1項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、検問を実施している。

その後、午後1時50分には、N1からの工事車両の入出域が終了し、同所周辺における危険かつ違法な抗議行動の危険性が少なくなったことから、本件留め置き等を解除している。

なお、原告車両を留め置いた経緯については、乙19で示しているところ、原告を午前11時40分から午後1時50分までの間、本件現場に留め置いているが、その間、本件現場の対向車線では工事トラックが頻繁に往復しているため、原告による往来妨害罪や威力業務妨害罪等工事を妨害するための危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が敢行される蓋然性が高い状態にあったものである。（乙14、乙15の1ないし4、乙17、乙18、乙21の1ないし2ご参照）

## 2 本件において原告を留め置いた状況及び理由（乙1、乙17、乙19ご参照）

### (1) 検問の実施

① 沖縄県警察では、前述の第1の1の状況等を踏まえ、警察法第2条第1項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、同日午前10時18分頃から東村高江在の高江橋付近において検問を実施した。

② 本検問については、運転者に対し任意に停止を求め、運転免許証の所持の有無、通行の目的等を確認するとともに、通行先の道路状況の情報提供等をする中で、抗議参加者で違法かつ危険な抗議行動を行う可能性等を判断するなど、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため法令に基づき強制力を伴わない任意手段により実施しているものである。

- ③ その後、平成28年11月3日午前11時40分頃、沖縄県警察の指揮下にある警視庁警察官らは、検問場所である東村高江在の高江橋南側約50m地点において、沖縄県道70号線を北部訓練場メインゲート方向から、同訓練場N1向けに北上してきた原告車両に任意に停止を求め、原告車両はこれに応じて停車した。
- ④ なお、沖縄県警察では、抗議参加者等の車両を通過させない場合であっても、弁護士及び報道関係者については、弁護士バッジや身分証等を確認した上で通過させていたところ、原告は、弁護士バッジを付けた背広を後部座席に畳んで置いており（2016年11月7日付原告提出の「訴状」4頁の第3の4ご参照）、また、弁護士の身分証明書の提示もなかったことなどから、現場警察官は、原告が弁護士であることの確認はできなかったものである。

(2) 原告を留め置いた理由

- ① 本件において、現場警察官は、原告車両の停止直後から運転手である原告が、「抗議参加者らがよく行っている警察官にカメラを向けて録画する動作をしていること」や「同警察官がN1入口方向に進行する理由を質問しても、反抗的な態度を示すだけで、その理由や身分を明らかにしなかったこと」などから、原告を抗議参加者と認めた。
- ② 現場警察官は、原告を抗議参加者と認めた上で、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通行させた場合、原告が工事を妨害するための犯罪行為に至る蓋然性が高いものと認めたことから、これら犯罪行為を防止するため原告車両を留め置いたものである。

第2 本件において予想された「犯罪行為」について（乙23ご参照）

- 1 平成29年3月31日付被告提出の第2準備書面でも述べているが、本件

では、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通過させた場合、原告が次に示す工事を妨害するための犯罪行為を敢行する蓋然性が高いものと認めたものである。(乙1、乙17、乙18ご参照)

2 予想された「犯罪行為」(乙1、乙2、乙3の1ないし6、乙4の1ないし4、乙5の1ないし11、乙6の1ないし5、乙7の1ないし2、乙8の1ないし2、乙14、乙15の1ないし4、乙17、乙18、乙21の1ないし2ご参照)

(1) 道路上における無許可の集会・デモ

道路交通法第77条第1項第4号(道路の使用の許可)

(2) 道路上で座り込み、立ち塞がり、寝そべり、もぐり込み行為

道路交通法第76条第4項第2号(禁止行為)

(3) 走行中の工事車両への飛び出し行為

道路交通法第13条第1項(横断の禁止の場所)

(4) 走行中の工事車両の荷台へ飛び移り、しがみつき行為

道路交通法第76条第4項第6号(禁止行為)

(5) 沖縄県道70号線における低速走行

道路交通法第27条第2項(他の車両に追いつかれた車両の義務)

(6) 車両による飛び出し等妨害行為

道路交通法第70条(安全運転の義務)

(7) 車道いっぱい車両を放置

① 刑法第124条第1項(往来妨害罪)

② 状況によって、道路交通法第47条第2項(駐車方法)、道路交通法第76条第3項(禁止行為)に該当する場合もある。

- (8) 工事関係者等への妨害行為  
刑法第234条(威力業務妨害罪)
- (9) 防衛局職員、警察官への妨害行為  
刑法第95条(公務執行妨害罪)
- (10) 米軍北部訓練場の区域内に侵入する行為  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第2条(施設又は区域を犯す罪)
- (11) その他  
防衛局職員や工事関係者等に対する妨害行為から暴行罪(刑法第208条)、傷害罪(刑法第204条)、器物損壊罪(刑法第261条)等に発展するなど、危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為の状態により、様々な違法行為に該当することとなる。

第3 本件措置における警察官職務執行法第5条の要件該当性(乙1、乙17、乙18、乙23ご参照)

1 警察官職務執行法第5条(犯罪の予防及び制止)

警察官は、「犯罪」が「まさに行われようとする」のを「認めた」ときは、「その予防のため」関係者に必要な「警告」を発し、又、もし「その行為により」「人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞」があつて、「急を要する場合」においては、その行為を「制止」することができる。

2 参考とした逐条解説(乙24ご参照)

「注解警察官職務執行法」(立花書房発行、平成28年3月10日第11刷、警察制度研究会編書、以下「逐条解説」という。)の「第6章 犯罪の予防及び制止(105頁ないし133頁)」の章と、警察官職務執行法第5条に関連する裁判例を参考に、本件留め置き措置の警察官職務執行法第5条への要件該当性を検証したものである。

### 3 警察官職務執行法第5条への該当性

#### (1) 「犯罪」について

##### ① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「犯罪」とは、構成要件該当性と違法性があることをもって足り、有责性は必要としないものと解される。

それは本条の目的が、犯人を処罰する刑事目的ではなく、犯罪の発生を予防して社会公共の秩序を維持する警察目的のためのものだからである。責任能力の有無は、本人の内心の意思決定の能力にかかっているところ、現場における措置でこのような本人の人格に属することの判断を求めるのは不可能で、行政上の手段の要件としては、客観的に判断できる要件でなければならないのである。（乙24の109頁ご参照）

##### ② 本件の場合

本件において、現場警察官は、原告車両の停止直後から運転手である原告が、「抗議参加者らがよく行っている警察官にカメラを向けて録画する動作をしていること」や「同警察官がN1方向に進行する理由を質問しても、反抗的な態度を示すだけでその身分や理由を明らかにしなかったこと」から、原告を抗議参加者と認めた。

なお、沖縄県警察では、抗議参加者等の車両を通過させない場合であっても、弁護士及び報道関係者については、弁護士バッジや身分証等を確認した上で通過させていたが、原告は、弁護士バッジを付けた背広を後部座席に畳んで置いており（2016年11月7日付原告提出の「訴状」4頁の第3の4ご参照）、また、弁護士の身分証明書の提示もなかったことなどから、現場警察官は、原告が弁護士であることの確認はできなかったものである。

本件では、現場警察官が原告を抗議参加者と認めた上で、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な

抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通過させた場合、原告が工事を妨害するため、走行中の工事車両等への飛び出し等重大事故に直結する道路交通法違反、往来妨害罪、工事関係者等への威力業務妨害罪、防衛局職員や警察官に対する公務執行妨害罪等のほか、工事関係者や防衛局職員への暴行罪や傷害罪、器物損壊罪等の犯罪行為を敢行する蓋然性が高いものと認めたものである。(乙1、乙18ご参照)

(2) 「まさに行われようとする」について

① 逐条解説の要旨(構成要件及び解釈)

ア 「まさ」には、本条の趣旨からみて、「正に」と表記されるものと考えられるところ、「まさしく犯罪が行われようとしている」、すなわち、犯罪の実行の可能性が相当に迫っており、それが客観的に明らかな場合をいうものと解するのが相当であると考えられる。

イ 「行われようとする」とは、ある行為が犯罪構成要件該当性と違法性を具備するに至る以前の状態をいうことは明らかである。(乙24の110頁ないし112頁ご参照)

② 本件の場合

大阪高裁(昭和34年9月30日判決)裁判例は、「警職法5条に『犯罪がまさに行われようとする』というのは、犯罪を行う危険性が時間的に切迫していることをいい、原判決の例示している『棒をもって人の背後に迫っている場合』のように犯罪の実行行為に着手する直前の状態であることを要するものではなく、社会通念上犯罪の危険性が切迫していると考えられる場合であれば足りるものと解す。」と判示している。(乙20の4枚目19行目以下ご参照)

本件においては、必ずしも原告車両が工事を妨害するための犯罪行為に、直ぐさま着手するのかが判然としないものの、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で



頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為（往来妨害罪や威力業務妨害罪等）を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、現場警察官が抗議参加者と認めた原告車両をそのまま通行させれば、原告が工事を妨害するための犯罪行為に至る蓋然性が高いものと判断したものであり、これは「まさしく犯罪が行われようとしている、すなわち、犯罪の実行の可能性が相当に迫っており、それが客観的に明らかな場合」であり「犯罪構成要件該当性と違法性とを具備するに至る以前の状態」に当たるものであり、本判例が示す「社会通念上犯罪の危険性が切迫していると考えられる場合」に当たり、本判例に照らし適法・適正な措置である。

(3) 「認めた」について

① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「認めた」とは、警察官の現認に限らず、各種の情報によって、犯罪が行われることが明確であることを探知した場合も含まれる。これらの場合の警察官の認定は、客観的事実と厳密に一致することは必要ではないが、その認定が恣意的、独断的なものであってはならず、社会通念による客観性が必要である。（乙24の112頁ご参照）

② 本件の場合

本件は、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通行させた場合、原告が工事を妨害するための犯罪行為（往来妨害罪や威力業務妨害罪等）に至る蓋然性が高いことは明らかであり、「社会通念に照らし犯罪が行われるこ

とが客観的に認められた」ものである。

(4) 「その予防のため」について

① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「その予防のため」とは、主は犯罪そのものの成立を予防することを目的とするが、反面、犯罪による被害の発生を予防する意味も含む。いずれにしても、犯罪予防という行政目的のものであることを法文上明らかにしたものである。（乙24の112頁ないし113頁ご参照）

② 本件の場合

本件留め置き措置は、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告による工事を妨害するための犯罪行為（往来妨害罪や威力業務妨害罪等）の発生を予防する目的で行ったものであり、警察法第2条第1項に規定する警察の責務に照らし、「犯罪の予防という警察行政目的のため行った」ものである。

(5) 「警告」について

① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「警告」の内容は、関係者に対し、注意、勧告、説諭、指示をすることであって、警察官の意思の通知という事実行為であり、その目的は、犯罪予防のためである。その方法はその目的に従い適宜なものであればよく、身ぶり手ぶり、警笛、旗など行動による警告は、その場の事態に応じ、社会通念上相当であれば、手段として用いることができる。（乙24の113頁ないし116頁ご参照）

② 本件の場合

本件は、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝

から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1付近に近接し片側1車線の対向車線を工事用トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告による工事を妨害するための犯罪行為（往来妨害罪や威力業務妨害罪等）を防止するため、警察官による身ぶり手ぶりや警笛のほか、停止用旗と警察官の受傷事故防止も兼ねた停止用器材（アングル）を使用して停止を求めたもので、社会通念上相当なものである。

(6) 「その行為により」について

① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「その行為」とは、そのまま放置しておけば、犯罪となるであろう行為である。その行為「により」とは、先行するこの行為が原因となって、そのために人に対する危険や財産の損害を生ずる必然性が社会通念上認められる場合でなければならない。（乙24の116頁ご参照）

② 本件の場合

本件は、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通行させた場合、N1付近において、原告が工事を妨害するための犯罪行為（往来妨害罪や威力業務妨害罪等）に至る蓋然性が高いものと認めたことから、これら犯罪行為を防止するため原告車両を留め置いたものであり、「そのまま放置すれば、これら犯罪が発生し」、「そのために人に対する危険や財産の損害を生ずる必然性が社会通念上認められる」状況であったものである。

(7) 「人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞」について

① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞」とあるところ、個人の保護と社会の保安は、憲法の趣旨から考えても、行政上の警察目的の二つの大きな柱であるから、個人に対する侵害でなく、直接には公益に対する侵害であっても、それが明白な場合には、社会公共の法益保護のため、加害者の自由が制限されるのはやむを得ない。

「財産に重大な損害を受ける虞」とは、健全な社会通念により、常識的に「重大な損害」であるかどうかを認定すれば足りると思われる。ただ、この場合、相手を実力で制圧してまで予防措置を講ずるほどの財産上の損失があるかどうかを認定することが必要である。（乙24の116頁ないし121頁ご参照）

② 本件の場合

本件は、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通行させた場合、原告が工事を妨害するための犯罪行為（往来妨害罪や威力業務妨害罪等）に至る蓋然性が高いものと認めたことから、これら犯罪行為を防止するため原告車両を留め置いたものであり、これら犯罪行為によって、個人の生命・身体・財産への危害のほか、一般交通の危険等住民生活にも重大な支障、すなわち「健全な社会通念により常識的に重大な損害」が生じることは明白であるため、原告の行動の自由を制限したことは「個人の保護と社会の保安」を行うべく、警察法第2条第1項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱と交通の危険の防止等のため行った適法・適切な措置である。

(8) 「急を要する場合」について

① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「急を要する場合」とは、事態が差し迫っている場合をいう。警告の場合よりも更に一段と犯罪の発生に密着した事態であって、もはや警告の措置では間に合わず、今制止しなければ、その犯罪が必ず行われてしまうであろうと思われる場合である。（乙24の121頁ご参照）

② 本件の場合

大阪高裁(昭和34年9月30日判決)裁判例は、「同条にいわゆる『急を要する場合』とは、その場で制止しなければその行為を阻止しえない状況にあることをいうものと解すべきであるが、果たしてその場で制止しなければ阻止しえないかということは、もとより物理的な可能性の有無をいうのではなく、社会通念によつて判断すべきものである。」と判示している。（乙20の4枚目29行目以下ご参照）

本件は、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通行させた場合、原告が工事を妨害するための犯罪行為（往来妨害罪や威力業務妨害罪等）に至る蓋然性が高いことは明らかであり、これら犯罪行為を防止するため、原告車両をその場で留め置きする必要があったもので、これは本判例に示す「急を要する場合」に当たり、社会通念上妥当な判断であり、判例に照らし適法・適正な措置である。

(9) 「制止」について

① 逐条解説の要旨（構成要件及び解釈）

「制止」とは、犯罪になろうとする行為を実力で阻止するという警察官の事実行為であり、その目的は、犯罪の発生又は進展を予防するとい

う行政目的のためのものである。その方法は、犯罪行為に対応して、それを阻止する方法・限度も、その事態に応じて、社会通念上妥当なものであることが必要である。(乙24の121頁ないし125頁ご参照)

## ② 本件の場合

本件は、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、原告車両をそのまま通行させた場合、原告が工事を妨害するための犯罪行為(往来妨害罪や威力業務妨害罪等)に至る蓋然性が高いため、停止用旗と警察官の受傷事故防止も兼ねた停止用器材(アングル)を原告車両の約5m前方に置いて進行を制限し、工事を妨害するための犯罪行為を防止したものであり、殊更強力に原告を抑え込むなど、身体を拘束することもなく、必要最小限度の方法で「予想される犯罪行為の状況を踏まえ、これを予防するために行った社会通念上妥当な措置」である。

## 第4 本件留め置き措置の「必要性」・「妥当性」・「相当性」について

### 1 本件留め置き措置の「必要性」・「妥当性」・「相当性」を示す裁判例

大阪高裁(昭和34年9月30日判決)裁判例は、「警察官職務執行法第五条によつて認められている警察官の犯罪予防のための制止行為は、通常実力の行使をも伴うものであるから、その適法性の要件は厳格に解するのが適当であるところ、同条による制止行為が適法であるためには、当該公務員がその行為につき抽象的権限を有することのほか、その行為を為しうる法定の具体的条件即ち同条の規定する条件を具備することを要するものといわなければならない。そしてこれらの適法要件が充足されているかどうかの判断はあくまでも客観的に判定すべきものであつて、単に当該公務員において適法要件が

備わっていると信じただけでそれが適法な職務行為となるものでないことは勿論であるけれども、一面本条の制止行為のように法が公務員に認定権或いは裁量権を認めている場合には、たとえ事後の判断においては当該公務員の認定に誤認があつたと認められる場合でも職務執行当時の状況を基準として判断すれば公務員として用うべき注意義務を尽したとしてもその認定が妥当であつたと認められるときは、その要件は客観的にも充足されていたものとして、その他の要件に欠けるところがない限り、その職務行為は適法なものといわなければならない。」(乙20の3枚目12行目以下ご参照)とし、「同巡査の右の認定は当時の客観的状況より判断してまことに相当であるというべく、仮りに当時被告人においては犯罪を行う意思は毛頭なく、従つて同巡査において被告人が前記のような犯罪行為に出るものと考えたのは事実を誤認したものであるとしても、その誤認は当時の客観的状況に照らして明白な誤認であるということとはできず、その誤認のために前記制止行為が不適法となるものではない。」と判示している。(乙20の4枚目10行目以下ご参照)

## 2 本件の場合

本件は、北部訓練場周辺において、警察法第2条第1項に規定する警察の責務に照らし、現場の混乱及び交通の危険の防止等のため、警備活動に従事する警察官が、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する本件現場において、検問した際の原告の態度や言動等の客観的状況から抗議参加者と認めて、原告車両をそのまま通行させた場合、原告が工事を妨害するための犯罪行為(往来妨害罪や威力業務妨害罪等)に至る蓋然性が高いと認め、これら犯罪行為を防止する目的で、警察官職務執行法第5条に基づき、原告車両を留め置いた本件留め置き措置は、たとえ結果として原告が工事を妨害するための犯罪行為を企図していなかったとしても、本件留め置き時(午前11時

40分)に原告を停止させた当時の客観的状況から、法令の要件を充たす現場警察官による妥当な判断であり、本判例にも合致する適法・適正な措置である。

## 第5 本件留め置き措置の継続の必要性について

### 1 留め置きを継続した状況について (乙19ご参照)

(1) 前述までのとおり、現場警察官は、原告を抗議参加者と認めた上で、これまでの抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為が、特にN1付近で頻発している実態を踏まえ、当日も早朝から抗議参加者らが、工事車両等が走行する様々な場所で工事を妨害するため危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を執拗に繰り返していた中で、N1に近接し片側1車線の対向車線を工事トラックが頻繁に走行する(午前10時48分頃から午後1時46分頃までの間に18往復計36回走行)本件現場において、原告車両をそのまま通行させた場合、原告が工事を妨害するための犯罪行為(往来妨害罪や威力業務妨害罪等)に至る蓋然性が高いものと認めたことから、これら犯罪行為を防止するため原告車両を留め置いたものである。

(2) 本件留め置き措置は、当日午前11時40分に留め置きを開始し、午後1時50分まで継続しているところ、その間、現場警察官は、原告に対し、午後零時15分、午後零時55分、午後1時35分の3回にわたり、徒歩移動やUターン等を申し向けたが、原告は、その対応の中で、その身分やN1に向かう理由等を明らかにすることなく、警察官からの徒歩移動等の申し向けに対し、「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうが、そんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」等と述べ、そのまま停止に従うとして、その場での留め置きに応じたことから、現場警察官は、原告が任意にこれに応じたものと認識したものである。

### 2 本件留め置き措置を継続した理由と必要性について

(1) 前述のとおり、本件留め置き措置の中で、現場警察官の原告に対する再



三再四の徒歩移動やUターン等の申し向けに対し、原告はそのまま停止に従うとして、その場での留め置き措置に応じていることから、現場警察官は、午後零時15分に、原告に徒歩移動やUターン等を申し向けた際、原告が停止に従うとした時からは、原告が任意にこれに応じたものと認識している。

- (2) 他方、午前10時48分頃から午後1時46分頃までの間、抗議参加者らが工事を妨害するための犯罪行為の対象となっている、工事車両（10トントラック）4台が、メインゲートとN1との間を頻繁に走行（18往復計36回走行）していた。

よって、午前11時40分から午後1時50分までの間、原告車両を留め置いた本件現場の片側1車線の対向車線についても、これら工事車両が2分から10分置きに通過している状態であった。（甲2の2枚目、上から3番目の写真ご参照）

- (3) 仮に、現場警察官が、本件留め置きを解除して、原告車両を通行させた場合には、本件現場の対向車線では工事トラックが頻繁に往復しているところ、原告が道路封鎖（甲2の3枚目、上から4番目の写真ご参照）等による往来妨害罪や威力業務妨害罪等工事を妨害するための危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を敢行する蓋然性が高い状態にあったことから、これら犯罪行為を防止するため、本件留め置き措置を継続せざるを得ない状態にあったものである。

以 上